

## 「保険金の手続きをサポートする」と 勧誘する住宅修理に注意!!

「火災保険などの損害保険を使って負担なく住宅修理ができる」「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が見積もりで使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が、特に高齢者を中心に寄せられています。訪問販売や電話勧誘販売などで、このような勧誘を受けてもすぐに契約を決めず士別地区広域消費生活センター（23-3820）にご相談ください。

### 【事例1】70歳代女性 士別市

外仕事をしていると「この付近の雪害住宅を見回りしているが、お宅の壁が複数へこんでいる」と男性から声をかけられた。「この付近は豪雪地域だから気にはしていない」と答えたところ、住宅周り数カ所を指さし、「これはひどい。損害保険で負担なく修理が出来る。家の中で説明したい」と言われた。自宅に入ると、損害保険証書を見せるよう言われ、「これは保証される。当社で見積もりを作成する」と契約を勧められ書面にサインした。

書面には、保険金が支給された場合、手数料50%を成功報酬とあり、保険会社に連絡すると「あやしい話ではないか」と言われた。

### 【事例2】70歳代女性

訪問してきた事業者から「雨どいがゆがんでいる。保険金で修理できる」と言われ、50万円の見積もりで保険金を請求した。

しかし、保険会社に認められた保険金は20万円であり、工事代金の不足分が用意出来ず、事業者に「改めて工事をお願いする」と、電話で断った。すると「申込時に承諾している。保険金の30%を違約金として請求する」と強い口調で言われた。契約時「お金は一切かからない」と何度も強調されたから承諾したのに違約金を請求された。

### 【ひとこと助言】

○自然災害による住宅修理について「保険金が見積もりで使える」と勧誘されても、損害保険金がいくら支払われるのか、そもそも保険金が見積もりで支払われるかどうか分かりません。まずは、自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社に相談しましょう。

○住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きサポートをするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は、損害保険の補償対象とはなりません。

○「負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるのか分かりません。その場ですぐ契約せず修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。トラブルが生じた場合、下記消費生活センターにご相談ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

